

# 自治会未加入者用ごみステーションの収集日程について

## 【 令和8年度 】

※ 自治会が管理しているごみステーションを、自治会未加入の方(許可された方を除く)は利用できませんので、必ず下表の設置場所に出しましょう。

設置場所	可燃物(透明袋)	プラスチック製 容器包装(水色袋)	不燃物・資源物 (赤袋・緑袋・黄袋・紙類)
市役所(大口庁舎)中庭駐車場	毎週 月・火・木・金曜	毎週 金曜日	毎週 水曜日
山野基幹集落センター	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 月曜日 3回目
羽月地区公民館	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 2回目 金曜日 4回目
西太良地区コミュニティセンター	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 木曜日 3回目
市役所(菱刈庁舎)中庭駐車場	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 水曜日 3回目

○ 年末年始 **令和8年12月30日(水)～令和9年1月3日(日)までの5日間**は、ごみの収集は行いません。

### ～ ごみステーションの使用上の注意 ～

- **指定袋に入っていないごみや、分別できていないごみは収集できません。**  
必ず指定袋に入れ、分別して出してください。詳しくは、「家庭ごみの分け方・出し方」をご確認ください。
- 収集日を確認し、**当日の午前5時30分～午前8時30分までに**出してください。
- 粗大ごみや事業系(会社・飲食店等)ごみは出せません。

《問い合わせ先》  
伊佐市大口里 1092 番地  
伊佐市役所 環境政策課  
TEL 22-1060